

平成26年5月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成26年5月12日(月)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員24名
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成26年度第2回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様、こんにちは。 農作業事故が日頃おきております。 皆様、お疲れのこととは思いますが、作業には十分注意していただき事故がないように気をつけていただければと思います。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、19番 森田委員・20番 永見委員にお願いします。
4 報告事項	
谷口議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
	報告なし
谷口議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
谷口議長	議事に入ります。
	【報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 先月、第3条の申請がありました。合意解約がまだでしたので届出を行うもの
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第6号 電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 無線通信用電波塔、無線機、電源装置等を設置することです。
谷口議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第7号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 鳥取県発注の砂防堰堤工事に係る工事用道路及び資材置場、現場事務所、駐車場の設置の一時転用の報告です。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
谷口議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。
影山委員	譲渡人が何十年か前から小作している農地であり、譲渡人が耕作できなくなったため譲与したいということで申請されたものです。下限面積につきましては後の利用権設定で満たしております。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	②について事務局より説明をお願いします。
事務局	②について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
谷口議長	地元委員の田中委員に説明をお願いします。
田中委員	譲渡人が身体を壊したため農業が続けられなくなり、叔父である譲渡人に売買されるということであり、今までどおり耕作されるということなので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。

谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	③について事務局より説明をお願いします。
事務局	③について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
谷口議長	地元委員の井澤委員に説明をお願いします。
井澤委員	譲渡人と譲受人は親戚になり、申請地は譲受人の家の近くの農地になります。 今回、譲受人が耕作されたいということで売買されるようです。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
谷口議長	①について地元委員の木嶋委員に説明をお願いします。
木嶋委員	5月10日に大江委員と現地確認を行いました。 申請地は線路よりも2mくらい低い位置にあり、他の農地からも低い位置にあり 離れているため、他の農地に与える影響はないと思われま。
谷口議長	大江委員の補足説明をお願いします。
大江委員	先ほどの説明のとおり、周辺の農地に与える影響はないと思われまので承認 をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
加川委員	この農地は初めから36㎡しかないのか。小さい農地のように思われるが。
事務局	圃場整備の区域には入っていないが、圃場整備の際に分筆されて今の大きさにな ったと思われる。 (加川委員了承)
影山委員	墓地の事前指導はすでに受けているのか。
事務局	転用申請に必要なのですすでに地域整備課から通知済みである。 (影山委員了承)
谷口議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	②について地元委員の木嶋委員に説明をお願いします。
木嶋委員	5月10日に大江委員と現地確認を行いました。 申請地は機械の入らない農地であり、周辺も申請者の農地であるため他の農地 に与える影響はないと思われる。
谷口議長	大江委員の補足説明をお願いします。
大江委員	先ほどの説明のとおり、周辺の農地に与える影響はないと思われまので承認 をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
畑委員	太陽光システムの設置ということだが、パネルの枚数は何枚か。
事務局	48枚の申請になっています。 (畑委員了承)
谷口議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 以前に非農地証明を行った箇所と併せて転用を行うものです。
谷口議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。
影山委員	5月10日に遠藤委員と現地確認を行いました。 申請地は前回、非農地証明を行った農地と併せて転用を行うもので、5月2日に 地元との協議も終わり、今回申請されたものです。周辺の農地に与える影響は ないと思われまので承認をお願いします。
谷口議長	遠藤委員の補足説明をお願いします。
遠藤委員	申請地は影山委員が今まで借りて耕作をされており、排水の悪い農地でもあり、 両側にも団地がせまっているため、周囲の農地に与える影響はなく適当と思わ れるので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。

谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第8号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
谷口議長	①について、事務局の説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 申請地は現在、駐車場として利用されています。
谷口議長	地元委員の深田委員に説明をお願いします。
深田委員	5月7日に井上委員と現地確認を行いました。 申請地はコンクリートで固められており、道路と宅地に囲まれております。昭和60年頃から駐車場として利用されており農地として利用できないため承認をお願いします。
谷口議長	井上委員の補足説明をお願いします。
井上委員	先ほどの説明のとおり、駐車場として利用されているところですので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	次に②について、事務局の説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 現在は山林の一部となっている農地です。
谷口議長	地元委員の野坂委員に説明をお願いします。
野坂委員	4月10日に大橋委員と現地を確認しました。 申請地の周囲は農地ではなく進入路もないため、40年近く前から耕作されておりません。また雑木が生え畑として復元できないため承認をお願いします。
谷口議長	大橋委員の補足説明をお願いします。
大橋委員	先ほどの説明のとおり、山林に囲まれた農地であり農地として復元できないため承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第9号 農業委員会の適正な事務実施の審議について】
谷口議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	4月の定例会で審議していただいたもので、農業委員会の活動について、1ヶ月間の意見募集を行ったが、特に意見がなかったため、前回定例会の案のとおりで県に報告します。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第10号 農用地利用集積計画の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全3件の計画であり、田は3年以上6年未満が9,320㎡で、合計は9,320㎡でございます。 新規契約3件であり、使用貸借権が3件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)

6 その他	
谷口議長	何か意見等ございますか。
谷口議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、6月10日(火)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

19番 森田徹郎

20番 永見文夫